

# 仕 様 書

この委託業務は、広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設（以下「病院等」という。）の職員が使用する看護衣その他の被服、患者等が使用するタオル等（以下「洗濯物」という。）の洗濯（クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する消毒を含む。）を行うものである。

## 1 業務の内容等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、病院等が医療提供機関等であることにかんがみ、洗濯物の衛生的な処理と清潔な管理を行い発注者の業務に支障をきたさないよう、適時に納入するものとする。
- (2) 受注者は、自己の所有する洗濯施設を使用して業務を行うものとする。
- (3) 洗濯物の種類及び数量は、おおむね別表の1の表のとおりとする（職員数の増減その他の事由により変動がある。）。
- (4) 受注者は、毎週月曜日及び木曜日に別表の2の表に定める場所で洗濯物を収集するものとし、これらの曜日に当たる日に収集することができない日があるときは、発注者と受注者が協議の上、その代替日を決定するものとする。
- (5) 受注者は、月曜日に収集した洗濯物は木曜日までに、木曜日に収集した洗濯物は翌週の月曜日までに、別表の2の表に定める場所に納入するものとし、これらの期限までに納入することができないときは、発注者と受注者が協議の上、その代替期限を決定するものとする。
- (6) 受注者は、洗濯物の種類に応じて適切な方法により洗濯を行うとともに、タオル類その他のプレス仕上げに適さない洗濯物を除き、プレス仕上げを行い、発注者が指示する形状（「ハンガー吊り」又は「畳み」）により納入するものとする。
- (7) 洗濯物の納入方法は、次のとおりとする。
  - ア 洗濯物の種類ごとに分類すること。
  - イ 洗濯物に記入された職員の名前等が表から読み取れるようにすること。
- (8) 洗濯物を集配するために必要な器具・備品（集配棚、搬送カート等）は、受注者が用意するものとする。
- (9) 受注者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第7項までに規定する感染症の病原体により汚染されている洗濯物（そのおそれのあるものを含む。）については、病院等の病院施設で同法第29条の規定に基づいて定められた消毒方法により消毒された後に引渡しを受け、洗濯を行うものとする。

## 2 検査等

- (1) 受注者は収集及び納入の際に、所定の様式によりそれぞれの品目ごとの数量を発注者の立会いのもとに確認するものとする。
- (2) 受注者は、洗濯前に破れ、ほころび、ボタンの取れたもの、ファスナーの壊れたもの等の破損がないかを確認するとともに、納入前にも同様の確認をし、収集後に破損が生じた場合は受注者がこれを補修するものとする。
- (3) 受注者は、納入した洗濯物のうち、発注者の指摘を受けたものについては、受注者の費用負担において再洗濯等を行うものとする。
- (4) 受注者は、洗濯物を紛失し、又は損傷等をしたときは、発注者に報告するとともに、相当額の損害賠償をするものとする。

## 3 その他

- (1) 受注者は、事故その他の理由により、洗濯物を期限内に納入できないときは、直ちにその旨を発注者に報告するとともに、発注者の業務に支障をきたさないよう適切な対応をとるものとする。
- (2) 受注者は、委託業務実施報告書を作成し（あらかじめ発注者の承認を得た様式により、リハビリテーション病院分及び自立訓練施設分を別々に作成すること。）、当月分を翌月10日まで（3月分については3月末日まで）に発注者に提出するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。